

美深町議会 公式SNS運用方針

美深町議会では、議会の見える化を促進し、これまで議会の情報が届きにくかった方へ議会の情報を届け、より多くの町民の方へ議会の活動を知っていただき、興味を持っていただくため、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を活用して議会活動を積極的に情報発信する。

SNSを通じた情報発信に当たり、適正かつ円滑な運用を図るために次とおり必要な事項を定める。

1 アカウント情報

- （１）SNS名：Facebook、Instagram
- （２）ユーザー名：北海道美深町議会

2 運営及び管理部署

運営主体は美深町議会とし、管理は議会事務局が行う。

3 発信情報の作成及び投稿

作成及び投稿は、議会事務局が行う。

4 発信情報

- （１）本会議や各委員会に関する周知や報告
- （２）町議会の活動、実施する事業等の周知や報告
- （３）その他町議会に関する情報

5 発信情報の方向性

- （１）公平、中立な立場で発信情報の投稿を行う。
- （２）第三者に不快感を与えない内容とする。

6 利用者への対応

原則として発信情報の投稿のみを行うこととし、利用者の書き込みに対する回答等を行わない。

7 対応時間

発信情報の投稿を行う時間は、原則として平日（祝日法による休日、年末年始の休日及びその他の閉庁日を除く）の午前８時４５分から午後５時３０分までとするが、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合もある。

8 著作権等

- (1) SNSに掲載されているすべての情報（画像、動画、音声、テキスト等）の知的財産権は、美深町議会や正当な権利を有する者に帰属する。
- (2) 私的使用のための複製や、引用著作権法で認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできない。

9 免責事項

- (1) 情報発信は細心の注意を払って行うが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。このため、SNSを利用したことによって生じた損害について、美深町議会は、いかなる場合においても一切の責任を負わない。
- (2) 美深町議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合がある。

10 その他

本運用方針に定めがない事項については、運営主体が判断するものとする。

附則 この運用方針は令和6年5月23日から施行する。

附則 この運用方針は令和7年5月12日から施行する。